

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第29回定例会・会議録

- 1 日 時 平成17年11月2日(水)
- 1 場 所 シーユース雷音 1F 第1研修室
- 1 出席委員 浅賀・阿部・新野・井比・金子・川口・久我・杉浦・千原・佐藤・
三宮・武本・中沢・前田・宮崎・元井・吉野・渡辺(仁)・
渡辺(丈)委員 以上19名
- 1 欠席委員 石田・伊比(隆)・伊比(智)・今井・渡辺(五)委員 以上5名
- 1 その他出席者 柏崎刈羽原子力保安検査官事務所 金城所長
柏崎刈羽地域担当官事務所 早川所長
新潟県 原子力安全対策課 高橋参事 坂井課長補佐 飯吉主任
新潟県 医薬国保課 三林課長補佐 小林地域医療係長 佐藤主任
柏崎市 布施防災・原子力安全対策課長
刈羽村 中山企画広報課長 吉越副参事
東京電力(株) 長野室長 西田部長 守GM 杉山主任
柏崎市防災・原子力安全対策課 名塚係長 桑原主任 関矢主任
柏崎原子力広報センター 押見事務局長(事務局・司会)

◎事務局

ご苦勞さまでございます。定刻になりました。

今日は、また限られた時間ということもございますので、まだお見えになっておられない方もおられるようではございますけれども、29回の定例会を始めさせていただきたいと思っております。

今日は、終わりましたから、懇親会がありますので、会場もここ、シーユース雷音に変えまして、始めさせていただきたいと思っております。

今日の委員さんの出欠席状態、いつもはお名前をお呼びするんですが、このレジュメの下の方に記載をいたしておりますので、割愛をさせていただきたいと思っております。

それから、始める前に、資料の確認をさせていただきます。今あります次第、それから、前回定例会以後の行政の動きといたしまして、新潟県のもの、それから委員各位という、地域の会の防災訓練の視察実施についてのご案内、それから原子力総合防災訓練要綱という、国の機関からのもの。それから、第29回地域の会定例会資料で、東京電力さんのもの、それから、安定ヨウ素剤の予防服用に当たってという、県の資料。それから、「国と地方の関係」部会長総括というもの、以上でございますが、落ちのある方はございますでしょうか。

実は、今日の席についても、若干いつもの定例会と違った感じがしまして、委員さん、戸惑った部分もあろうかと思っておりますが、渡辺副会長の方から若干の説明をお願いしまして、早速始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

◎渡辺（丈）副会長

先般、10月21日になりますけれども、運営委員会のメンバーとオブザーバーの方々と、コミュニケーションを図るために意見交換をさせていただきました。そのような中で、私どもが一方的に意見を述べたりしていたわけでありまして、やはりオブザーバーの皆様からも、対面しながら話をさせていただいた方がよかろうということになりまして、今回、そのような試みを一部させていただいております。

特に、メインに説明されたり、質問に対する意見を言われたりというようなことがありますので、今回、このたびは、一応、三方の皆さんから、こちらに同席していただいて、他の方々も、また重要な話、あるいはテーマになりますと、そこに席を用意いたしますが、従来のオブザーバーの席がちょっと変更されておりますので、その辺、ご承知おきいただきたいと思います。

いずれにしても、お互いに理解をしたいという試みでありますので、今後しばらく、このような形をとらせていただくということで、よろしくお願いたします。

以上です。

◎新野議長

では、5分おくれでスタートさせていただきます。第29回定例会を開催させていただきます。

まず、前回からの動きですけれども、普段ですと、保安院さんからお願いするんですが、10分ほど遅れていらっしゃるようですので、早川さんの方から何か、特にございませんで

しょうか。

◎早川所長（柏崎刈羽地域担当官事務所）

これは先日行われました、第4回原子力部会の資料でございまして、第3回の際に、国と地方のあり方について検討したものでございまして、そのときの部会長総括として1枚もの、まとまったものでございます。一応、裏面の方をごらんいただければ、各委員の先生方から、いろいろと意見がありまして、トピックス的にいうと、フランスの地域情報委員会というふうになりますけれども、まさに、この地域の会ということじゃないかなと思いますけれども、このような場を取り入れたことを評価してほしいとかいったような話題がございまして、2の今後の対応として、もう一度国の方で強化策を検討して、さらにこの原子力部会の方に上げて、また検討をしていただくという形になっていきますので、一応、ご報告だけということでございます。

以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございます。

では、新潟県の方からお願いいたします。

◎高橋参事（新潟県）

新潟県の高橋でございます。せっかく前の方に座らせていただいたので、座ったまま、やらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料として、前回定例会以降の行政の動きということで、1枚のペーパーを差し上げてございますが、まず1番目でございます。安全協定に基づく状況確認等ということで、これは定例に、月1回やっております状況確認でございますが、10月7日に、県、柏崎市、刈羽村とともにやらせていただきました。

主な確認内容でございますが、1から7号機の運転状況等ということで、9月中の運転状況等について確認をさせていただいたということがございます。

2つ目でございますが、不適合管理の状況の概要ということで、当時の範囲で発生しております不適合状況について、これは8、9月分について、確認させていただいたということでございます。

2でございますが、平成17年度原子力防災訓練の事前訓練を実施したということで、近々、11月の9日、10日ということで、実際の防災訓練をやるわけでございますが、これに先立ちまして、事前訓練ということで、10月13日に実施いたしました。この訓練の特徴は、いわゆるブラインド訓練といまして、事前に訓練内容を知らせない方式での訓練です。その場、その場で、いろいろな情報を与えられた中で、いかにして判断しながらやっていくかという訓練を、やらせていただきました。

会場は、東京、これは原子力安全・保安院の方、それからオフサイトセンター、この2カ所でやりまして、参加人員が57機関、326人ということでやらせていただきました。

この訓練は、昨年、本訓練は中越地震のために中止になったわけでございますが、昨年度も事前訓練は実施させていただいてございますので、今年度で2回目ということで、初めての方もいらっしゃいましたが、かなりの方が2回目ということで、やや慣れてきたのかなという感じを持っております。

以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございました。

地域の会でも、数人が見学させていただきましたけど、私たちも、たまたまそういうことになって、2度見せていただきましたけど、何をしているのか、細かいことはわかりませんが、すごく去年よりはずっと落ちついて、何か、スムーズに動かれているような印象はありましたね。

では、東京電力さん、お願いいたします。

◎長野室長（東京電力）

それでは、お手元の、前回以降の動きということで資料の方をごらんいただきたいと思います。

1枚目は、公表案件について一覧表にしたものでございます。区分Ⅱが2件、区分Ⅲ件でございます。

1枚めくっていただきまして、10月8日に発生した案件についてご説明いたします。

定期検査中の2号機でございます。シュラウドの点検をやっておりました。点検装置の車輪、これは非常に小さいもので、直径8ミリ、厚さ3ミリぐらいのものでございますが、4つのうちの1つが外れてしまって、原子炉内に落ちてしまったと。それで、早速回収をしたということで公表をしております。

原子炉内に異物があると、燃料棒を傷つけて、燃料の漏えいにつながる可能性があるということで、異物については留意をしているところでございます。この車輪が落下した原因は、車輪を固定していたピンの固定部が磨耗して、緩んで落ちてしまったものと決定しております。

今後については、こういったことがないように、車輪を確実に固定するための対策を行うということとしております。図面もつけておりますので、後でごらんいただければと思います。

もう1枚めくっていただきまして、10月18日、定期検査中の5号機の案件でございます。原子炉隔離時冷却系の不具合ということでございます。

この原子炉隔離時冷却系といいますのは、原子炉の水位が低下したときに、原子炉内に水を補給するための設備でございます。5号機は当時、調整運転中でしたが、万が一のときの対策の機能が正常に働くかどうか、検査をしておりました。そのときに、この原子炉隔離時冷却系のポンプが停止ということで発表させていただいたものでございます。

非常時の水位が低下した場合に水を補給する設備が、今回の物の他に、高圧炉心スプレイ系、自動減圧系というふうにございまして、保安規定上、残りの2つの機能に問題がなければ、運転しながら10日以内に直せばいいということになっておりまして、その復旧をしたのが、その下に書いてございます内容となります。

この不具合が出た原因といたしましては、中段以降ぐらいになりますが、調査の結果、ポンプの駆動用タービンに供給している蒸気を遮断する弁のかけ金と、機械式非常用トリップ装置、これは設備を守るために付いているものでございますが、この連結部分に適正な裕度がなかったということで、配管の熱膨張で、このかけ金が外れて、ポンプの

停止につながったというふうに推定をし、この遊びの部分を改修して、正常な状態に復旧をしたということでございます。

それから、次のページに行ってくださいまして、同じく5号機の案件でございますが、これは中央操作室に、ポンプが動いているかとか、弁が閉まっているか、閉じているかという表示をするランプがあるわけでございますが、そのランプの漏電があったということで、改修をいたしたという内容でございます。その下に、改修をした内容が書いてございます。

本日、5号機については経産省の総合負荷性能検査を受けまして、先ほど営業運転を再開させていただいております。

一番下のは、けが人の発生でございます。これは汚染はございませんが、骨折というけががございました。

次のページをお願いいたします。こちらについては、前回の定例会で、中間的に監視を継続しますということでご報告をした案件でございます。3号機でございます。

原子炉へ給水をする、徐々に温度を高めながら、原子炉の方に水を戻すわけでございますが、その設備の逃がし弁から水漏れがあったというものでございます。前回の定例会以降、その水漏れの量が多くなったということで、10月7日に発電を停止し、その当該弁の点検を行っております。点検の結果、その弁は分解点検をしたわけですが、弁体と弁座のシート面に傷が確認されております。この傷から漏れたというふうに推定をいたしております。弁体と弁座のシート面を磨いて、すり合わせ調整を行って、機能回復をしております。その下にございますが、10月13日に原子炉を起動し、15日に発電を開始したということでございます。

それから最後になりますが、青森県のむつ市で私どもの方で計画をしております、使用済み燃料の中間貯蔵施設の立地に関しまして、青森県並びにむつ市よりご了承をいただいて、協定書に調印をさせていただきましたということで報告をさせていただいております。

最後のページに、協定書の写しを添付してございます。後でご参照いただければと思います。

以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございました。

金城さんがお見えですので、早速ですが。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

どうも、定例会に遅れて申しわけありませんでした。ちゃんと時間に来るように準備をしておいたところ、直前になって、後で説明いたします防災訓練のことについて、ちょっと本院と調整がつかなかった案件がありまして、遅れさせていただきました。その件につきましては、可能であれば、もしかしたら、皆さんの協力をお願いするかもしれないので、また後でご説明させていただきます。

最初の、前回の定例会以降の行政の動きということで、今日は4件上げさせていただいております。

まず最初に、この4件に地震の件が入っておりませんが、その件について、ちゃんと

東京にも確認しましたところ、ここで説明できる動きというようなものはないということで、申しわけありません、説明するようなものはありませんでした。残り4件を説明させていただきます。

まず1件目ですが、後で説明させていただきます原子力総合防災訓練の実施についてということで、10月6日に公表させていただいております。また後で説明いたしますが、11月9日、水曜日、ちょうど来週ですね、柏崎刈羽原子力発電所を対象としてやることになっております。

2件目としましては、10月25日に、こちらの方の指示文書という形で出たんですが、非常用炉心冷却系統のストレーナー及び格納容器の再循環サンプスクリーン閉塞事象に関する対応の指示ということで、こちらの発電所はBWRなので最初のことになりますが、沸騰水型原子炉事業者に対して、非常用炉心冷却系統**ストレーナー**の有効性評価を踏まえた設備上の対策の実施を、原子力安全保安院の方から指示しております。

これは簡単に申しますと、実際に1992年にスウェーデンで起こった事故で、原子炉の中に、いろいろなところに保温材が巻かれておりますが、それが事故によって下の方に落ちて、ストレーナーというのは水を吸い上げて冷却するという装置なんですけど、その吸い上げ口のところに、その保温材が詰まるという事故がありました。その件については、世界的にもいろいろな検討が進みまして、その評価方法、こういったことが、通常時はあれですけど、事故時に起こったりすると、冷やすといった機能がなくなりますので、ちゃんとしているかどうかという評価手法をいろいろと検討されていたんですが、それがメーカーを中心にまとまりまして、それを踏まえて、今、全国の原子炉について再評価するようといった形で指示を出しております。

柏崎の方におきましては、既に4号炉、6号炉の評価を終えておりまして、目詰まりしにくい保温材への交換や吸い込み口であるストレーナーの大型化といった工事を計画的に進めるようになっておりまして、平成19年度までに、すべての総合的な対策が終わるといった報告を受けております。ですから、我々としても、そういったことが、ちゃんと計画どおり進むかといったことは、ちゃんと見ていきたいというふうに考えております。

3番目は、原子力発電所における定期安全管理審査の評価結果の通知ということで、10月27日に出ました。その対象号機としましては、7号機ですが、B評定ということで通知されております。

最後に4番目、原子力施設に係る放射線管理等報告書の訂正ということですが、これは事象としましては、平成16年の下期の放射線管理等報告書、こちらの方ではありませんでしたが、福島の方で間違いが見つかって、そういった事象がないかということについて、事業者の方で過去10年さかのぼって見たところ、若干ながら、いろいろとミスがありまして、柏崎の方でも5件ぐらいあったんですが、私の方でもしっかり見ましたが、報告内容に間違いがあったわけではなくて、その説明書きのところに、もうちょっとこう書いた方がいいんじゃないのか、見る人が見ればわかると思うんですけど、といった間違いや、四捨五入、3.2とするとところを3.3と間違ったとか、そういったたぐいの間違いが5カ所ばかり見つかりました。

当然のことながら、そういった案件なので、法に抵触するとか、そういった案件では

なかったので、原子力安全委員会の方にも保安院の方から報告しております。

あと、もう1件、武本委員の方からですか、ボイラータービンの主任技術者の件で、法的なところの、東京電力さんの説明が正しいかどうかというのを確認してくださいということでしたが、法的な位置づけについて、つまり、発電所の中におけるボイラーの管理のあり方といった意味において、ボイラータービン主任技術者がいればいいということになっていることは確かでした。

その法律自体は、制定が、ボイラーの方は労働安全衛生法という、昭和47年にできた法律で、その際に電気事業の方は、そういった形でよいといった整理がなされておりました、それ以来、綿々と続いている整理になります。よろしいでしょうか。

行政の動きとしては、以上です。

◎新野議長

一応、前回までの動きをご報告いただいたんですが、五、六分ですが、今までに質問がある方は、お願いいたします。

◎中沢委員

柏崎刈羽住民の会の中沢です。

これは、保安院さんの方に聞けばいいのか、県の方に聞けばいいのか、ちょっとわかりませんが、今回の防災訓練の日程についてお聞きしたいのですが。

◎新野議長

防災訓練は、この後にまた時間を設けますが。

◎中沢委員

そうですか。9日、10日になった、その理由ですね。私ら、休みの日にやってくれないかと、多数の方が参加できる、休みの日に実施してくださいというようなことで再三お願いはしたんですが、平日になってしまったんですけども、どういった理由から、こういうふうに平日になってしまったのか、そこら辺、ちょっとお聞きしたいと思いません。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

端的に申しまして、これは総理大臣を含めて参加ということになっておりまして、一番重要視される日程としたら、総理大臣の日程がありました。ですから、それを中心に調整が進んでいって、この日程になったというふうに聞いております。

◎新野議長

昨年も、そういうことでしたね。

◎中沢委員

県の方では、あれですか。そういう住民の要望を国へ上げるということはしなかったんでしょうか。伝えるということは、しなかったんでしょうか。

◎高橋参事（新潟県）

県の方としては、実は、平成14年度に1回、土曜日に実施をさせていただいておりました、今回、国の訓練ということで、今、説明があったような状況もございましたので、これで実施するというごさいます。

◎新野議長

よろしいでしょうか。

では、次に、7月だったと思うんですが、ヨウ素剤の話が複数の委員さんから質問が出ましたので、県の方で、確か去年もお答えいただいていたんですけど、もっと詳しく、きちんと、正規の担当の方からご報告くださるといことで、今日は担当の方がわざわざお出でいただいているんですが、そこでご説明をいただきますので、また十分、ここで理解が深まるように、また要領のいい質問があれば受けますので、よくお聞きいただきたいと思います。

では、よろしく願います。

◎三林課長補佐（新潟県医薬国保課）

私どもに説明のお時間をくださいませ、ありがとうございます。失礼ですけど、座って説明させていただいて、よろしゅうございますでしょうか。失礼します。

今日は、7月、8月の、この定例会のときにも少しご質問があったようでございますけれども、その中身を少しお聞かせいただいております、それにお答えするには、どの資料が一番いいのかなといことで、資料を吟味して、1枚だけ持ってこさせていたいたんですけども、それが「安定ヨウ素剤予防服用に当たって」という資料でございます。これは、原子力施設等の防災対策についてといことで、いわゆる防災指針の中から抜粋をさせていただいたと。原子力安全委員会さんがおつくりになられたものでございます。

この防災指針というのは、私ども、県の防災計画のベースとなっているものといことでございます。こちらの方をごらんいただきたいと思うんですが、なぜ各戸配布しないのかとい部分に対する、私どもの回答という形になるわけでございますけれども、冒頭のところに書いてございますとおり、災害対策本部が安定ヨウ素剤予防服用の措置を講じた場合、1つとしては、誤った服用による副作用を避けるといこと。もう1つとしては、安定ヨウ素剤を的確に管理すること。こういったことが大きな理由でございます。そして、周辺住民が確実かつ可及的、速やかに服用することが必要であるといことで、実際的には、あらかじめ安定ヨウ素剤を事前に配布するといことではなくて、周辺住民等が退避し、集合した場所等において安定ヨウ素剤を予防的に服用するとい考え方が示されているところでございます。これをベースにして、私どもは必要な措置を講じるといことで取り組んでいるものでございます。

実際の服用対象者でございますけれども、40歳未満の方を対象といたしまして、一定の方、過敏症と既往症のある方等については服用させないよう配慮をするんだといことになっております。それから、服用回数については1回を原則。2回目を服用しなければならぬといことであれば、それは、もう避難を優先させるんだといことでございます。服用量、それから服用方法は、その表に記載したとおりで、年齢に応じて服用量が違いますし、あと服用方法につきましても、7歳未満の子供さんの場合におきましては、内服液という形のもので、丸薬、いわゆる玉の薬ではなくて、シロップをまぜて飲みやすくした内服液でもって服用をしていただくとい考え方になっております。

ちなみに、今、ヨウ素剤の配備状況でございますけれども、現在、総数で申し上げますと、これは資料をつけていなくて、恐縮でございますが、口頭で説明させていただきますけれども、総数で16万8,000錠でございますけれども、そのうち5万6,000錠を柏崎地域振興局に置いてございます。それから、柏崎市役所に4万6,000錠、

それから柏崎消防に4万6,000錠、刈羽村役場に1万錠、柏崎市西山町保福センターですか、そこに1万錠という形で、錠剤を置いてあると。それからあと、先ほど内服液のことを申し上げましたけれども、内服液を調整するために、長岡地域振興局の方へ原薬と注射用水なり、シロップなり、そういったものを配備してございます。内服液につきましては、長岡の方で調整をして、避難所へ持っていくということでございます。

実際の配布するようなことが必要となった場合の対応でございますけれども、ここから先は県の防災計画の方に記載している形でございますけれども、あらかじめ被ばくなり、被ばくする恐れがある場合においては、避難所にそういった薬を搬送いたしまして、それで国の原子力災害現地対策本部から、安定ヨウ素剤服用の緊急時応急対応活動を行うよう指示、または指導、助言があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するという形で、本部の指示を受けて服用の指示をやるという形になってございます。なお緊急の場合、県として、医師の意見を聞いて服用指示することができるという規定になっているところでございます。

こうした考え方に基づいて、ヨウ素剤の服用という対応をとっていくという考え方をしてございます。

以上、端的な形で説明させていただきました。

◎新野議長

ありがとうございます。

これに関する質問がございますか。

◎井比委員

井比加代子です。服用対象者が40歳未満ということは、それ以上の人は、どうして対象にならないんでしょう。

◎三林課長補佐（新潟県医薬国保課）

40歳以上では、放射線被ばくにより誘発されます甲状腺発ガンのリスクというのが認められないと。要は、そういったリスクが認められていないことから、服用対象者とはしないという考え方でございます。

◎新野議長

後ろの（注5）に、その件に関する説明がありましたね。ここが、口頭説明がなかったもので、そういうことになるんですね。

他にございますか。

宮崎さん、その後、三宮さん。

◎宮崎委員

宮崎ですが、全国的には、配布している自治体等があります。どれくらいあるか、つかんでいきますでしょうか。配っているところでは、こういう副作用回避のために、どのようなことをしているか。配らなければ、副作用を防止できるのであれば、配ったところについては、当然何らかの対策があるわけですよ。私たちとしては、ヨウ素剤をできるだけ身近に置いてほしいという恐怖感があるものですから、もう、そういう私たちの要望に沿った形で実施されている自治体もあると聞いていますので、そういうところの工夫というのは、県の方ではつかんでおられるのかどうかという質問です。

◎新野議長

調べていただいている間に、三宮さん。

◎三宮委員

副作用というのがどういうものであるのかということが1点と、的確な管理の仕方というのは、どういうふうにしなくてはいけないのかというのをお聞きしたい。

◎三林課長補佐（新潟県医薬国保課）

一般的な方の副作用から申し上げれば、ほてり感、皮疹、頭痛、関節痛、胸やけ、吐き気、下痢などの症状があるということでございますし、ただ、服用を禁止されている4つの類型の方がいらっしゃいましたけれども、そういった方の場合は、非常に重篤なケースでございます。ヨウ素剤に対する特異体質、過敏症を有する方が、ヨウ素剤を含む製剤を服用するとアレルギー反応を起こすということでございます。服用直後から数時間後に急性反応ということで、発熱、関節痛、浮腫、じんま疹様の皮疹が生じ、重篤になるとショックに陥ることがあるというようなことでございます。

一点に集中して恐縮ですけれども、最初のご質問の部分については、今、手元に資料がございませんので、確認して、後日、何らかの形でご報告させていただくというような形でさせていただきたいと思っております。

それから、管理でございます。2つ目の質問でございますけれども、遮光ということですね。光に当てないとか、いろいろあるんですが、それも今、出しますので、少しお待ちいただけますか。

恐縮でした。安定ヨウ素剤については、基本的には医薬品でございますけれども、医薬品の貯法に従って的確に管理するということが、原則的には遮光、要は光を遮るということでございますけれども、遮光の上保管することが望ましいと。あと、使用できる期限について注意して、期限が切れる前に買いかえるなどして、維持管理を適切に行うということになっております。

◎新野議長

三宮さん、よろしいですね。

では、中沢さん。

◎中沢委員

服用対象者という欄がありますが、服用してはいけないというような人と、服用しても大丈夫だというような人に対する判断は、だれが、どのように判断を実施するのか。そして、副作用なんか起きるような心配のある人は、医師の診断を必要とするというようなことになっていたと思うんですが、医師が十分避難所なんかに来れる体制ができるのかどうか。もう一つは、ここに「速やかに服用することが必要である」というふうに書いてありますが、事故が起きてから配布するわけですけど、速やかというのは、どのくらいの時間を考えているのか、私は速やかに配布することが非常に困難ではないかなというふうに思います。例えば、家庭にいない人もいる、職場なんかにいる人もいる、その避難所に幼児がいるかどうか、そういうこともわからないと思いますし、また、いろんな避難所に行けない人もいます。誰が行っているのか、行っていないのかというのわからない状況で、そういうふうに簡単に、短時間で配布することは不可能ではないかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

◎三林課長補佐（新潟県医薬国保課）

私の方で説明を落としたところをご指摘いただいて、大変ありがとうございます。

服用に当たっての手順でございますけれども、避難所においてスクリーニング班が参ります。そのスクリーニング班の中には医師がいますので、その医師が問診を行って、飲んでいい人、飲んではいけない人といったものの選別と申しますか、分けをするという形になってございます。

それから、速やかということでの時間ですけれども、24時間以内に服用しないといけないというか、効果がないと、できるだけ早く飲んだ方が効果が高いということが言われています。可能であれば、予防的に服用するというところでございます。それで、時間との関係は、避難のあり方とも絡む部分でございますので、7月でしたか、8月でしたか、前の会的时候も、放射性物質が漂っている中で、誰がヨウ素剤を持っていくんだというような質問等もあったようでございますけれども、そのときにお答えがあったかと思っておりますけれども、要は、そういうときには既に避難を完了していなきゃならないんだと、それが原則だということだそうでございますし、あらかじめ、避難が先にあって、それで避難していただいた方に適切な形でヨウ素剤を服用していただくという考え方になっています。

◎中沢委員

事故が起きてから、今、24時間以内に服用すればいいと、そういう話がありましたけど、24時間というのは、どういうことなんですか。そんな時間がたって、服用して効果が出るんですか。そういうふうに書いてあるんですか。ちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうかね。

◎宮崎委員

効果を上げるには2時間以内に飲んだ方がいいんだということを聞いたことがありますけど、24時間というのは、数字として聞いたのは初めてですね。

◎三林課長補佐（新潟県医薬国保課）

すみません、急いで、頭の中の知識だけで答えようとして、失礼いたしました。正確な形で説明をさせていただきます。

まず、皆さん方、既にご存じかもしれませんが、ヨウ素剤をなぜ飲むかということから行きますと、要は、ヨウ素を飲むと体の中で選択的に甲状腺のところにヨウ素がたまる。そういうわけで、放射性のヨウ素がのどのところにたまれば、内部被ばくをするということでございますので、放射性のヨウ素が体の中に入る前にヨウ素剤を飲む。そうすると、その安定したヨウ素剤が先にのどのところ、甲状腺のところに来ていけば、後から来た放射性のヨウ素というのは、ここにたまるよりも排出されるという形になります。そうすれば、甲状腺がんといった形になることが避けられるということで、それで、予防的に安定ヨウ素剤を服用するという形になりますけれども、それで、甲状腺に放射性ヨウ素が取り込まれる前に、安定ヨウ素剤を服用すれば、そのタイミングと服用量に従って、甲状腺の被ばく線量が阻止される、あるいは低減されるということになります。

その服用のタイミングとしては、吸入前に服用すると、ほぼ完全に、甲状腺への放射性ヨウ素の取り込み率を阻止できるということでもありますけれども、あまりにも早くから、過剰の安定ヨウ素剤を服用しても効果がない、結局、体の外へ出ていってしまうからと

ということのようでございますけれども。また、吸入後8時間程度までであれば、安定ヨウ素剤単回服用により、40%近く、甲状腺への放射性ヨウ素の取り込みを軽減させることができる。しかし、吸入後24時間以上経過しているという場合には、安定ヨウ素剤を服用しても、甲状腺への放射性ヨウ素の取り込み阻害効果はほとんどないということでございます。一番最後のところだけが、ちょっと頭であって、それで答えてしまって、恐縮でございました。

◎中沢委員

そうすると、あれですか。24時間たてば効果がないというのを間違えて、24時間までに飲めばいいと言われたわけですね。

◎三林課長補佐（新潟県医薬国保課）

そのようなニュアンスで、恐縮でございます。

◎新野議長

他にございますか。

はい、宮崎さん。

◎宮崎委員

先ほど、中沢さんの質問の中に、副作用の判定を誰がするのかというお話を聞いてまして、また1つ疑問が出たんですが、このことは、お母さんとか、そういう方に聞かれるということをや何か、念頭に置いて、今、答えられたみたいなんですが、子供さんだつて、当然これを服用しなければ、あのチェルノブイリの通りで、一番効果を与えるわけですよね。そうしますと、子供さんにこのことを言って、体験がなければ答えようがないしということが1つありますよね。そういう点では、今の、配るときに説明、あるいは問診して配るという体制では、十分じゃないというふうに聞えてきました。確実にするのであれば、配って説明とか、配って医師と個々に相談するという対応の方が適切だと思いますし、仮に配らないとしても、このことは各家庭とか、親御さんの課題として、必ずやっておいてくださいというような形で実施しないと、なかなか、このことは納得されないんじゃないかと、私なんかも、どうなのかなという心配は残りますね。そういう、質問というか、対応を変えていただきたいなというふうに思ったんですが。

◎新野議長

はい、武本さん。

◎武本委員

今、放射性ヨウ素の被ばくを防ぐというので、ヨウ素剤を配る、こういう話に対して、配るにはいろいろ難しい問題があるという話はわかるんだけど、じゃ、代わりに、どうしておけぐらいのことは言ったらどうですか。例えば、私が聞いたのは、よく、ワカメ汁と飲んでると、そうすればヨウ素が満杯になっているからみたいな話も聞いたことがあります。それが、あっているかどうかわかりませんが、ヨウ素剤が配られないのであれば、かわりに、原発か何か落ちたときには、日ごろこういうことを注意してくれぐらいのことは、言っていってもらいたいですね。そうでないと、やれないということの釈明になっていて、心配だということに対する具体的な安心は、全然出てこないんですよ。何か、行政のアリバイのための問答みたいに聞えてならないもので、じゃ、日ごろ、どうしてくれみたいなことは、ここで即答できるかどうかは別として、こういう

地域は、そういうことがあるから、よくワカメ汁を飲めぐらいの話を、あるいはトロロ昆布を食えとか、そういうのが効果があるかどうかは私はわかりませんよ。わかりませんが、それぐらいのことを言ってもらいたいなと思います。

◎三林課長補佐（新潟県医薬国保課）

昆布のお話でございますけども、一応、その部分についても、効果ということについては、どうもあるようでございますけれども、ちょっとそれにかかわる文献があるので、少しご紹介させていただきたいと思っておりますけれども、ヨウ素というのは、種々の食品に微量であれば含まれているということなんでございますが、特に海産物に多く含まれていると。この中で、昆布は特異的に多いと。昆布乾燥重量100ミリグラム当たり100から300ミリグラムのヨウ素を含んでいる云々と、こう、ございまして、その他ワカメ、ヒジキ、海産魚類なんかが、またそこに含まれているものとして掲げられております。

ただ、それを、なぜ安定ヨウ素剤のかわりに食べなさいというような話とかにならないのかという部分でございますけれども、昆布によって、10から30ミリグラムのヨウ素を一度に摂取するということが可能ではあるんですけども、ヨウ素含有量が多い昆布等の食品を摂取することにより、放射性ヨウ素の甲状腺への集積を抑えるということにつきまして、3点、ポイントがあるんだそうですが、昆布では、大量に経口摂取、口から摂取した上で咀嚼、消化過程というのが必要で、要は生のヨウ素ではないということで、ヨウ素の吸収までに時間がかかると。かつ、その吸収も不均一だということ、これがまず1つ。

それから、あと、昆布の種類、産地によって含まれるヨウ素量は一定ではないということなので、その必要量を推測するということが極めて困難だとか、あと、対象者が集団的に迅速に昆布からヨウ素を摂取することは現実的には困難なんだということの理由から、原子力災害時における放射性ヨウ素の甲状腺への集積を抑制する措置として講じることが適切ではないという考えという見解になっております。

◎久我委員

昆布のことは、よくわかりましたけども、ちょっと今の各委員さんの話を聞いていて、あまりこの次元に関して、私も興味を持っていないというのは失礼だったんですけど、あまりわからなかったものですから、ふと皆さんのご意見を聞いてみると、片ほうは心配だ、不安だ、だから各家に配布してほしいと。でも、それに伴って、いろんな問題も発生するよと。

じゃ、本当に各家に配布したら、それが本当の予防になるのか、それとも集中的に管理した方がトータル的な予防になるのか、これは、要は、どっちもどっちなので、私は、逆に、これをたたき台にして、よりバランスのとれた、これが法律なんだから、決まりなんだから絶対だめなんだというふうに決めつけちゃうと、もう前に進まないから、例えばこれをたたき台にして、昆布を食うのがいいのか、豆腐を食うのがいいのか、ちょっと私はわかりませんけども、できれば、何かもう少し柔軟な方法、例えば、もっとコミュケをもっといろんな形でしましよと、各戸配布はできないけれども、例えばこういう事例があったときには、このような形で、こういうふうな提案ができますとか、実際にわからない人が多い中で、少しでも、やっぱり不安を払拭するような、バランス

のとれた歩み寄りみたいな形がないと、配ってほしい、配れない、配ってほしい、配れないの、それが2時間なのか、8時間なのか、24時間なのかという、そこはイタチごっこになっちゃうと思うんですね。できれば、少しバランスのとれた何か、落とすどころというか、歩み寄りがあった方がよろしいんじゃないかなというのが感想です。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。

◎渡辺（仁）委員

荒浜町内会の渡辺でございますが、家庭に配ってもらいたいとか、いろんな意見がそれぞれあっていいんですけど、私が前に勤めていたところがヨウ素剤を組合の方で配ったと。じゃ、その管理をちゃんとしているのかということになれば、全然、申しわけないけど、していなかったというのがほとんどだと思うんですね。そういう中で、じゃ、家庭に配って、難しいというか、やっぱり管理を的確にしなければならんという中で、それが配られたらといって安心できるのかという部分では、非常に疑念があって、しっかり管理ができないなという中では、そうなったときに早く措置ができるような、今、スクリーニングのときにドクターがいて、そこで判断するという話がありましたが、これは、やっぱり、しっかりしてもらいたいというのが、家庭にあっても本当にそれを服用するのに的確にできるのかというのは、ちょっと疑問。もらってみて、持っていて、退職するときに、それはこうなんだと、ああ、ヨウ素剤かと言って、壊れてなくなったから、捨ててくるというような状況の中で、本当に家庭に配っても、どうかなという疑問があります。

以上です。

◎新野議長

はい、前田さん。

◎前田委員

私、知らないのですが、教えてほしいんですけど、ヨウ素剤というのは薬局で買えないんですか。買えますよね。それで、その値段は幾らですか。

◎宮崎委員

5円くらいですかね。

◎前田委員

そうですね。じゃ、10円を持って、誰か、心配な人は買いに行けばいいと思うので、とりあえず何かあったときには用意されているわけですから、僕は全然、話を聞いていて違和感はないです。

以上です。

◎新野議長

はい、川口さん。

◎川口委員

僕は、ヨウ素剤は管理していただくという方がいいと思っています。だけど、今日の説明を聞いて、がっかりしました。

実際問題、今日はヨウ素剤に絞って、わざわざ専門の人が来て答えるのに、間違えて

答えたり、何か事故が起こったとき、誰が判断するのかとあって、正直言って、がっかりしました。そんなことは、管轄の人は、みんな頭の中に入っていてしかるべきじゃないですか。僕は本当に、各家庭にあるよりも、ちゃんと一括で管理して、それが配らなければだめなときは、早急に配られるという形になるべきだと思いますけど、今の説明を聞いてがっかりしました。

以上です。

◎新野議長

では、そろそろよろしいですか。

◎布施課長（柏崎市）

柏崎市も議会で度々、ヨウ素剤を家庭に配布したらどうかということが話題というか、議論になりました。そこで、私どもも、8キロから10キロ圏内が重点的に防護対策を立てる区域ということになっておりますので、その中の小中学校とか保育園とか、要は子供たちを守るという観点で、そういうところに置けないかなということを検討しようかということ、実は思ったことがあります。

ただ、ちょっと、この辺は防災計画の中で若干、矛盾をしているところなんですけれども、次の防災訓練とも若干絡んでくる話なんです、いわゆる8キロから10キロ圏内、EPZというふうに言われていますよね。重点的に防護対策をする区域で、その区域というのは、例えば発電所の設計の基準になっております指針でいいますと、重大事故という定義と、仮想事故という定義があるわけですね。重大事故というのは、技術上あるかもわからないという想定ですね。これは、先ほど、ちょっと事例でありましたけれども、冷却水が行かなくなったというような、そういった事態。かなり大変な事故になりますけれども、そういったことを定義されています。そういったことが起きた場合に、どれくらい影響が出るかというのは、発電所の敷地内におさめなさいというのが設計の基準になっているわけです。

もう一つ、仮想事故という定義があるんですが、そうは言っても、まず起こり得ないけれども、想定をして設計をなささいという仮想事故というのがあります。仮想事故の放出量というのは、スリーマイル・アイランド島の原発事故がありましたけれども、あのとほぼ同じくらいの放出量があるという大体的見込みになっているようなんですが、希ガスについては、スリーマイルの方が少し多いかな。それからヨウ素については、スリーマイルはほとんど出ませんでしたので、今、仮想事故の方が1,000倍くらい、余計に出るという想定になるんですけど、そういうふうなことが指針の中にあるんですが、それでやった場合には、避難をしなくてはいけないというような箇所は、発電所の敷地からあまり出ないんですね。屋内退去をしなくてはいけないというような地域は、大体2キロから4キロぐらいの範囲でおさまるような計算になります。

ただし、もっと安全に考えましょうということで、防災計画では2キロ圏内のところを、やっぱりもっと重点的に対策を立てましょうというふうにしておりますけれども、そういったことになると、実は、ヨウ素剤を飲むという場合というのは、あまり想定ができないんです。あるとすれば、チェルノブイリみたいな、ああいう爆発的なこと。とても、そこまで、防災計画で今、きちんとやろうということに、実は、なっておりません。10キロ圏内ということ、チェルノブイリみたいなことになれば、10キロでは

おさまらないわけですので、実はそこまではしないで、対策を立ててあるとか、いろいろ理由はありますけれども、我々としても確率の高いところから、しっかりと対策を立てていきたいというふうに思っています。

それから、EPZの8キロから10キロ圏内というのは、先ほど言いましたスリーマイル・アイランド島の放出の10倍とか、数十倍とかという範囲内で、また、裕度を持たせて、そういう対策をとっているわけですね。そういうことをしますと、避難区域というのが若干、2キロ、3キロとか、4キロぐらいまで避難をしなくちゃいけないという部分が出てくるわけですが、防災計画上は、そういった事態が起きても、そこまで到達するまでに8時間とか12時間、24時間ぐらい、時間がかかるでしょうと。その間に、その区域の人たちはみんな、避難していただきましょうということになっております。避難先というのは、この10キロ圏内の外になるわけです。

ですから、全くとは言いませんけれども、ある許容限度内は浴びるかもわからないですけれども、そういったヨウ素剤を飲むような事態になるようなあり方をしないで、避難所に行ってもらおうという想定なんで、ここで、先ほど、避難所に行ってから飲んでいただきますと言ったけれども、実は、それは防災計画上、ちょっと矛盾をしているかなと思いますけれども。従って、あまりヨウ素剤というところに、あまり神経は使わなくてもいいのかなと。ただし、やっぱり、万万が一のことは考えなくちゃいけない。そういうことで、市役所、消防署とか、そういったところを拠点的に、私どもはやっぱり持っていましょと。やっぱり万万が一のことは考えましょとということにしてあります。

そこで、私どもは県の担当の方をお願いをしたいんですが、万万が一のことを考えますと、シロップ剤を長岡に置いておくというあたりなんですが、柏崎の保健所じゃだめなのかなと。これは、実は、協議をしたことが全くないので、突然言って、大変恐縮なんですけれども、そういったことも少し考慮していただければ、市民の安心の面もありますし、万万が一のところを考えれば、やっぱり長岡にあるよりは、柏崎にあった方がいいだろうということも思っております。

ちょっと長くなりましたけれども、市の方は、今そういう考え方でおります。

◎新野議長

では、よろしいでしょうか。

◎中沢委員

今、布施さんの方からお話がありましたけれども、万一。だから、この防災訓練というのは、万が一のことを考えての訓練でしょう。だから、そんなに大丈夫だというのは、そういう言い方はちょっとおかしいんじゃないですかね。

それから、シロップ剤が長岡にある、それが、事故が起きて、すぐ配れる体制がとれるんですか。私は、今度の防災訓練で、ヨウ素剤を配布する訓練をやったらどうかなというふうに思うんですよ。実際にやってみて、配れるのかどうか、それをぜひ、やってもらいたいと思います。本当に、私は、簡単に配れるものではないなというふうに思うんですけれども、お願いします。

◎佐藤主任（新潟県）

それでは、今回の訓練についての流れということでご説明させていただきたいと思

ますけれども、今ほど、委員さんの方から、ご意見があったところですしけれども、今回の原子力防災訓練の事故想定という中で、当然起こり得る想定の中の事象の中を分析した形で防護対策をとっていく形になるわけですしけれども、そういった中で、避難所の方で、基本的には、スクリーニング活動の方は、流れの中でやらせていただく形になるのですが、放射性物質の放出前に避難が完了しているという想定で、訓練を行わさせていただきますので、今回の訓練の中では、大変恐縮ですが、実際ヨウ素剤を配布するところ、今のところ予定していないのが正直なところでございます。

◎新野議長

結構、ヨウ素剤のこのコーナーは、随分時間をかけさせていただきましたけど、やっぱり、住民が普通、ヨウ素剤というふうにして認識している大きさと、現実と防災というのは随分開きがあるように、改めて、非常にいい会だったなど、今、思っているんですけど、立場が違えば、これだけ1つのことで、たった数円の物で、こんなふうに認識が違うんだということなので、非常に布施課長の、また市の一番身近なところのお話が、要領がよく、きっと委員さん、ああ、そういうことかと納得というよりは、多少、流れがおわかりだろうと思うんですよね。

ここで結論が出るということじゃないんですけど、本当に、1つのことでも、これだけ違うんだなというのがはっきりしましたので、また、これは、ここにいらっしやらない住民の方も、きっと同じように疑問を持たれている方も多いんでしょうから、何かいい方法で、こういうことだというふうに、納得できる情報というんでしょうか、そういうのが的確に出せるのだろうというふうに期待をします。ここで、よろしいでしょうか。

防災訓練のときにも、また、そういう話題が担当される県にしろ、市にしろ、いろいろなところで、市民がこうだということを、またお伝えいただいたりする、それを対象に、もう一度もんでいただいて、完全に不要なのかとか、そういうことを、もう決まったことというよりは、新たにまた検討、こういう現状だということを検討課題に上げていただければ、また、先がよりよいものになるのだろうと思いますので、よろしく願いいたします。

浅賀さん、随分質問があったんですけど、何かございますか。もう、このコーナーを閉じようと思っている段階ですが。

◎浅賀委員

今日は、遅れまして失礼しました。

ヨウ素剤を私が挙げましたのは、地震等でも、自分でできる防災の中の一つじゃないかなと。住民が、自分ができることじゃないか、一番簡単にできることじゃないかと思って、上げさせていただきました。というのも、数年前に私は薬局で購入しまして、冷蔵庫に入れております。期限切れで、また考えなくちゃとは思っておりますけれども、そこにはヨウ素剤と、これくらい大きな文字で入ってしまして、どういうときということも、きちんと書いてございます。それを、自分がどういうふうにするかということも、ごく、皆さん、家庭の中でも考えられて、小さいお子さんは、やはり、すぐに甲状腺等のことで、やっぱり考えないといけないと思われまますので、まして、自分でできることではないかなと思ったので、挙げさせていただきました。また、この次の防災訓練

のときまでに、また、いろいろ考えまして、今日は、ちょっと遅れて、皆さんのお話に乗れなかったのもので、その程度にさせていただきます。

◎新野議長

はい、ありがとうございます。

では、今日は、一応ここで区切りをさせていただいて、また、防災のことは、訓練が終わった後にも、何度か取り上げる課題かと思っておりますので、そのときまた、意見がありましたら、よろしく願います。ありがとうございました。

今が7時38分程度なんですけれど、8時半にここを終えたいので、次に防災の方に移るんですけれど、それが、できましたら8時25分ぐらいに終りにさせていただきたいなと思います。随分、ヨウ素剤で時間を使わせてもらって、申しわけなかったんですが。

では、防災訓練のあらましを、保安院の方からご説明いただいて。

お願いいたします。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

では、お手元に配付させていただいております、原子力総合防災訓練要綱といった資料に基づいて説明させていただきたいと思っております。

この資料は、めくっていただきまして、全部で8ページの資料になりますが、まずは、最初にその構造を説明しますが、具体的な時間の経過等については、後ろの7ページ目、8ページ目といったところで、詳しく説明させていただきます。

まず、この平成17年度原子力総合防災訓練要綱ということなんですが、これは皆さんもご存じのとおり、本来ならば去年、行われる予定だったんですが、不幸なことに地震がありまして、今年に流れたものであります。

これにつきましては、この1. のところで、原子力総合防災訓練の目的といったところで行われておりまして、防災関係機関の機能の確認、防災関係機関相互協力の円滑化、その訓練を通じて、いろいろ評価を実施して、その防災関係機関の実効性の確認ということになっております。ある意味で、この（1）と（2）といったところが大分、大がかりにやられますので、若干、この後、説明させていただきますが、皆さんの方に説明をするタイミングとか機会といったものには、ちょっと限りがありますので、まずは、ご了承いただければと思います。最後に、原子力防災に対する意識の高揚と知識の向上といったことで、本件につきましても、いろいろ、こちらの方で準備をしておりますので、そちらの方を後で説明させていただきます。

訓練の実施期間としましては、来週の水曜日、11月9日の11時に事故の情報が入ったということで、始まります。事故というのは途中で終わることはないんですが、いろいろな都合上、その日の18時に一たん切らせていただいて、また翌日は7時半から開始して、1時まで行うといった予定になっております。

今回、対象となる事業所としましては、東京電力の柏崎刈羽原子力発電所4号機といったこととなります。

事故の想定概要であります。通常定格出力運転中に原子炉冷却材が漏れ出して、原子炉を停止、その後、非常用の炉心冷却設備が次々と故障して、冷却機能がなくなると、炉心が損傷して、放射線物質の放出があるのではないかとこのところまで行きました。

て、いろいろと避難等の検討に入るといった流れになっております。

先ほど、布施さんの方からございましたが、このシナリオ自体、本当にあり得るのかどうかといったことについては、大分疑問がありますが、先ほど申しましたように、1. のような目的、要は、関係機関が、ちゃんと想定されたように動くかといったことが主眼として置かれていますので、それはご勘弁いただいて、いろいろな関係者の方々に、実際、いろいろと動いていただく。今回は、自衛隊等のヘリコプターといったものも出動したりしますので、そういったものが想定されるような事故ということで、そちらの方から、この仮定があるということでご理解をいただければと思います。

参加機関としましては、5. にあるとおり、国、自治体、事業者で、関係のN T T等の方々にも参加していただいております。

めくっていただきまして、2ページ目ですね。実施体制ということになります。先ほども日程の調整といったことで、ちょっとありましたが、政府の原子力災害対策本部、これは2日目の朝に登場していただくこととなりますが、総理大臣に参加していただいて、緊急事態宣言といったものを出していただきますので、当然、総理大臣が官邸の緊急対策ルームとかに入って、その機能とかが動くかどうかといったことも含めてやりますので、総理大臣の方にお越しいただくといった、まずは日程の調整が、ある意味で最初でありまして、11月9日、10日といったことになりました。

政府の原子力災害現地対策本部としまして、こちらの方には、経済産業副大臣、この前組閣があったばかりで、私の方は、副大臣がだれになるのかということについては、まだ耳にしておりませんが、来ることになっております。保安院は、審議官が事務局長として、1日目の午後4時ごろにやって来ます。

実施要領なんです。ここら辺から、まず訓練自体の中身のポイントに入っていくんですが、まずは第1段階、初動対応に係る訓練ということでありまして、事故通報を受けて、国の職員等、これははっきり言って、我々の事務所の所員のことになりますが、いろいろと実際に働いているような状況から、現地警戒対策本部を立ち上げるようなところまでを、実際の時間の流れに沿ってやっていくということになっております。実は、この訓練自体は初めて行うものでありますので、今日も先ほどまで、何か、細かいところが、やはり、まだ経験がないもので、いろいろと議論があったんですが、我々を中心にやることになっております。この部分が大体、初日の11時から4時ぐらいまで行われることになっています。

第2段階以降は、ある意味で、東京の方から人が来て、その体制が整った後の話になりますが、まずは、内部の方でいろいろ検討が進みまして、事故の状況になったということで、内閣総理大臣による緊急事態宣言の発出等を踏まえて、実際のいろいろな検討に入る。その他関係機関にも動いていただくということになりまして、次に、第3段階としまして、緊急事態応急対策で、避難区域の決定等を実際にやりまして、第4段階としましては、緊急事態解除に係る訓練。実際、事故が収束して、その後の処置を訓練するということになっています。この第2段階、第3段階、第4段階につきましては、1日目の終わりの方あたりから、2日目全部に行われるような形になっております。

今回の訓練の重点項目としましては、先ほどの第1段階のところにも、いろいろありましたが、まずは実動による政府職員・専門家の緊急派遣、並びに資機材の搬送訓練と

いうことでありまして、特定事象の発生後、航空機、鉄道などを利用して、政府職員・専門家を実動で緊急派遣を行う。実際に事故通報を受けて、我々は準備しますし、東京の方はそれを聞いて、実際、こちらにあります航空機や鉄道に乗ってここに来るまで、ちゃんと時間をはかってというか、実際の時間と経過を見ながら、ここにやってくるという事をやります。

(2)も、また第1段階に関係しますが、初動における現地と中央との連携活動訓練ということで、政府職員の到着以前、ですから、これは私の方で責任を持ってやらせていただきますが、初期段階における現地と経済省警戒本部との連携活動訓練を実施することになっています。その(1)(2)といったことは、今回初めてやることになりですね。(3)官邸対策室設置ということで、危機管理センターに官邸対策室を設置して、緊急事態に際しての初動訓練も実施されます。

あとは、ちょっと簡単に説明させていただきますが、(4)としまして、緊急参集チームの招集・協議といったこと、また、初動対処、情報集約等の訓練ということでやらせていただきまして、(5)としましては、助言機能の確認といったことで、原子力安全委員会に参加いただいて、住民の防護対策等を決定する過程に実際に入らせていただいて、助言機能を確認する。(6)としまして、緊急被ばく医療活動の充実といったことで、こちらの方は、三次被ばく医療機関(放射線医学総合研究所)、これは千葉の方でございますが、そちらへの被ばく患者の搬送といった訓練も実施されます。

(7)としましては、こちらの方は広報活動の充実、今回の訓練では、こちらの方も1つの目玉になっておるんですが、今まで、防災訓練は県さんを中心や、国としてもいろいろやってきましたが、やはり広報の充実といったことにつきましては、今まで、現地の、例えば去年まででしたら、私の方が所長の役目でしたが、情報の収集・分析といったことも含めて、全部1人でやるといったことは無理だという反省から、中央の方から広報官を2人派遣しまして、プレス対応をするのは、その専門の広報官で、私の方は、いろいろな情報を収集して、それを分析して、広報官にちゃんとした指示をするといった体制でもって、ちゃんと広報活動を充実させていこうといった形でやっております。

(8)としましては、県の、昨年の中越地震の教訓を反映して、いろいろな避難訓練等を自衛隊の協力等を得ながらやっていくといったことになっております。

訓練内容としましては、(1)のとおり、以下ございますが、せっかくですから一つ一つ説明させていただきますと、国、関係自治体及び事業者共通の訓練としまして、当然のことながら、緊急時の通信連絡、情報の収集・伝達訓練といったことをしっかりやらせていただきたいと思います。これは、去年の地震の、ある意味では教訓といったこともありますが、実際、地震が起こったとき、やはり、なかなか我々の方も事業者、自治体といったところと連絡がとれないといったことがありましたので、当然のことながら、施設の見直しも含めて準備いたしまして、今回はそれを用いて、いろいろとやる予定であります。

ロ. としましては、先ほどとちょっと重なってしまいますので、簡単に説明しますが、初動体制の確立訓練ということで、これは事務所を中心とした訓練になります。オフサイトセンターの運営訓練といったことも、当然のことながら、まずは我々の方で立ち上げて、その後、県の協力、市、村さんの協力、そして事業者で、時間はかかりますが、

おくれて国の方からも支援をいただいて、いろいろな協議会を開催していくといった訓練を行います。

あとは、それぞれ国が中心になってやること、関係自治体が主体になってやることとありますが、項目だけ説明させていただきますと、まずは、国が主体となってやる訓練ということで、国の職員・専門家の緊急派遣、資機材の搬送訓練といったものを、実際に事故の通報を受けるところから、東京など、現地に働いている人たちがこちらに、自衛隊の航空機などを用いてやってくるといった訓練を行います。

次に、警戒段階の対応訓練としまして、初動対応を的確にするために、いろいろな連絡訓練を行います。この段階では、国などの援助は得ていませんので、我々の事務所を中心とした連絡になっていますので、まさに、これは今、我々の方で、いろいろと準備しているところであります。

続きまして、原子力緊急事態宣言等に係る訓練ということで、この部分につきましては、先月、10月13日に事前訓練をやらせていただきましたが、そこでも、中にはごらんになった方もいらっしゃると思いますが、いろいろな指示に従って避難等の検討を始めていくといった訓練が、こちらに含まれております。

続きまして、緊急事態における対応訓練としまして、ちょっと今の内容とも重なりますが、原子力災害対策本部を設置して、それらの方から、いろいろな指示を得たり、こちらの方から情報を入れて検討していただいた結果等を踏まえて、自衛隊等を含めた訓練が行われます。

最後に、広報訓練。これも、先ほどの説明と重複しますので、割愛させていただきます。

当然のことながら、関係自治体さん主体の訓練ということでありまして、まずは災害対策本部の設置運営訓練。これは、原子力災害につきましては、ご存じの方も多いかと思いますが、県さんの方の災害対策本部、こちらのオフサイトセンターが柏崎市の方に立つことになりますので、実際にそちらの方に移動していただく、当然、その長であります知事にも来ていただくことになっております。

続きまして、防護対策検討訓練といったことがございまして、あとは、ちょっと説明を続けさせていただきますと、緊急時のモニタリング訓練。これにつきましては、県の方を中心に行っていただくことになっております。我々の原子力防災センターは、我々の保安検査官事務所とともに、放射線の監視の組織もございまして、そういったところで、いろいろな専門家が、専門的な機器を用いて訓練することになっております。

応援の要請等訓練も、自衛隊等に行うことになっておりますし、先ほど、布施課長などからも、いろいろご説明がございましたが、住民避難・退避の誘導訓練といったこともございます。

警備対策、交通規制訓練、緊急時輸送訓練、緊急被ばく医療対策訓練、国と同様に、広報訓練といったこともございます。

こちらの方、さっと、国、地方自治体と見ていただきましてもわかりますように、ある意味で想定されるような国の組織、県さんの組織、市、村さんの組織、ある意味で、皆さんに参加していただくこととなっておりますし、大分大がかりな、いろいろな動きがあることになっております。

あとは、事業者さんが主体となる訓練ということで、事故の拡大防止訓練、緊急時対策本部の設営および通報、連絡訓練といったことも行われます。

緊急時の環境モニタリング訓練も行われますし、同様に避難誘導、医療活動、原子力事業者、他の事業者さんの方から支援を得るといったことについて訓練を行うことになっています。

大体、その参加者や趣旨、構成といったことについては以上なんですけど、じゃ、実際に何をやるのかといったことについては、別紙の1をご参照いただければと思います。

先ほどもありましたが、11月9日の11時にトラブルが発生したといったところから訓練は始まります。まずは、最初に、事故の情報としまして、事業者さんの方から、冷却材の漏えいといった形で情報を得て、いろいろなところに情報が行き、準備が始まるわけですが、まず、オフサイトセンターという観点から行きますと、時系列としては、真ん中にあります、新潟県柏崎刈羽原子力防災センターの方の縦の動きになっております。

そちらの方を中心に説明させていただきますと、こちらの方が情報の報告を受けて、当然、オフサイトセンターの準備に入りますが、同時に、東京の方にも情報が行っていますので、責任課であります原子力防災課といったところがありますが、そちらの方からオフサイトセンターを立ち上げて、経済省の警戒本部の設置といった指示が、まず来ます。

私の方はそれを受けて、通常、我々の事務所に来ていただいたことのある方はわかるかもしれませんが、9名、検査官がいますが、今、研修等で8名になっております。その8名のうち、ほとんどの検査官は発電所の方に行って、巡視などの業務を行っています。ですから、事務所に実際にいる検査官というのは、防災専門官の業務を持った者で、私や副所長が1人いるか、2人ともいるかといった状況になっています。ですから、このときも、そういった手薄のような状況から、まず発電所の方に連絡して、何名かに帰ってきてくれ、何名かは現場の確認等をやってくれといったことから始まります。

そういったところから、ばたばたと始まっていきますが、同時に、東京の方からは職員の派遣が始まりまして、県さんの方からも職員の派遣をいただきまして、現地の事故対策連絡会議を立ち上げることとなります。このときは、東京から支援がありませんので、私の方が取り仕切らせていただきまして、東京に、状況について連絡するといったこととなります。

そうこうしているうちに、これは4時ごろになりますが、先行派遣職員がやっと柏崎の方に着きまして、ヘッドは保安院の審議官になりますが、そちらの方に事務の引継ぎを私の方がして、実際、現地の事故対策連絡会議といったものが、しっかりとした体制の中で立ち上がるといったこととなります。

東京の方、左側に目を移していただきますと、先行職員の派遣以降、経済省の中に警戒対策本部が立ちますが、事象の進展に従って、各省庁の事故対策連絡会議が立ちまして、ここで緊急派遣要請ということで、経済省の先行派遣だけじゃなくて、いろいろな関係省庁の方々もこちらに来ていただくといったストーリーになっています。

その上で、いよいよ緊急事態だということになりますと、官邸の対策室も設置といったところではありますが、ここで1日目の訓練は中止といった形になります。

2日目、訓練再開といった形になりますが、これは7時半に再開します。こちらの方は、緊急事態発生ということで情報がありまして、ついに、内閣総理大臣にお出ましいただいて、原子力緊急事態の発出といったことが東京を中心にして行われます。

この間、防災センターの方は何もございませんが、審議官を中心とした連絡会議が、経済産業省の現地対策本部といった形で、その位置づけを改めますとともに、東京の方からの緊急派遣としまして、副大臣が到着して、その方々を迎えるといったことを我々の方はやっています。これにつきましては、既に報道等をなされておりますが、佐藤池の方に、実際にヘリ等を用いて副大臣などに来ていただくといった形になっておりまして、そちらの方を迎える訓練とか、こちらの方に来ていただいて、実際に指揮をとっていただくといった訓練を行うことになっていきます。

そうこうしているうちに、政府の対策本部が設置されて、公示・指示といった形で、いろいろな指示が出ます。その中で、実際に放射線の放出が開始される事態というふうになりますので、それはずっと下へ行って。このトラブルの、一番の事象は左側の方に書いてありますが、7時55分の15条事象の発生といったところは、ちょっと間があきますが、ついに放出開始といったところが、3分の1ぐらいのところにあります。こちらの方から、実際の避難の検討とかが始まります。

まず、対応方針決定会議といったものがこちらの方で開かれまして、実際、避難の必要性といったことについて、さまざまな、その前段における体制の中での分析結果を踏まえて、こちらの方で決定しまして、それを東京の方に上申して、了承してもらって、実際の避難に入るといった形になります。

時系列の大体の説明は以上ですが、それを実際の訓練の対応という形で、別紙2の方で説明させていただいております。

真ん中の方に事故のシナリオ時刻といったことがございますが、実際の事故は、ですから、32時間ぐらいをかけて進んでいくんですが、我々の訓練としましては、そこを、ある部分を切りとってやっていくことになります。ですから、この表などを見ながら、実際に見学いただく際には、参考にしていただければというふうに考えております。

多分、皆さんの方で、いろいろとご質問等あるかと思っておりますので、こちらの方からの説明は簡単に、以上とさせていただきます。

◎新野議長

はい、ありがとうございます。

一応、出欠を、私どもの委員の中から、9日、10日と都合のつく方を事前に調査させていただいて、それが事務局から出ています、視察実施ご案内という表にあるんですけど、これが今のご説明をコンパクトにしたような配置図になるんですね。一応、こんなふうにして見せていただこうかと思うんですが、それに基づいてというか、それを踏まえて、質問とかがあれば、ここでいただければと思うので。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

1点だけ、よろしいですか。

今日、遅れてしまった理由なんですけど、実は、先ほど申しましたように、初動対応に係る訓練、要は我々、事務所員を中心に、県さんの協力などを得ながらやる訓練のところは今回、初めて行うといったことになっているんですが、実は、ちょっと私の方の力

足らずで申しわけないんですけど、当然、皆さんのご見学といったことがあるのは承知してましたので、そういった対応をとっていくことになるというふうに先ほどまで認識していたんですが、本院の方から指示といった形で来まして、初日、オフサイトセンターの方は、4時までは、そういった外の方を入れて、見ていただくということは考えていないといった反応を得まして、これは、ちょっと、どうにかならないかということで、ずっと協議をしていますが、がちが明かずに帰ってきたところなんです。

と申しますのも、この11時から16時の間、我々の方でいろいろ準備をする訓練ということになっていきますので、当然、我々、事務所員総出で発電所に行ったり、こちらの方でいろいろな機器を立ち上げたり、連絡をやっていたりするんですけど、当然、見学の方々というのは、訓練に参加という形じゃなくて、訓練を見にきていただいて、当然、そういった方々への対応をする者が必要なんですが、そういった担当者が、はっきり言って、いないといったことになって、そもそも、この訓練については、我々自体の訓練であって、皆さんに見ていただくものではないので、ある意味でシャットアウトするようにといった指示が来てしまって、実際、私の方はちょっと困っているところなんですけど、実際、いろいろ、皆さんにもご協力いただいて、事前に名簿を提出いただいて、名札といったところまで準備しています。ですから、手があれば可能なんですけど、そういった助けがちょっと必要かなといった感じに、今なっているので、のご案内については、ちょっとそういったものを踏まえていただければなというふうに考えております。

ですから、我々の方、訓練に参加している者が入り口をやっているんですけど、その後の訓練では、対外的な人とか、プレスといったものは入れないといった役割を持っていますので、その役目をしっかりとしているところを評価されるといった形になっていきますので、それ以外の者で、どなたか、これはボランティアという形になってしまうかもしれないかもしれませんが、協力をいただけると、何とか準備ができるんじゃないかなというふうに考えております。

◎新野議長

具体的には、どういうことでしょうか。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

もう簡単で、人員、誰が入ったかというのを管理できればいいので、入り口のところで、これは最初に私の方で、どういったことをしてもらおうかというのは指示できますので。ただ、訓練が始まるとできないんですけど、その中で、具体的に来た人の名前をいただいて、ちゃんとした見学者ですよといったバッジをつけてもらおう、それだけなんですよね。

◎新野議長

13日の事前訓練にも、きちんとした手続をとらせていただいて、受付でネームをつけさせていただいて、解説、説明はないという了解で、それで、この中だけは動いてよろしいということで、やっていたんですね。昨年も同じようなご案内で、準備はしていたんですけど、了解は、結局、事前に氏名を登録させていただいて、私たちの会が、何者かがわかるように、きちんと、腕章も昨年作成していますので、それを今年、使おうかなという話になっていたんですけど。

それで、退出をきちんと内部で管理して、何かあれば、きちんと報告できるような形

にすれば、この予定表どおりの見学はよろしいのでしょうか。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

はい、可能だと思います。

◎新野議長

それで、ここは、要するに話しかけちゃいけないとか、行動を妨害するという事は、まず、あり得ないんですけれど、それも責任を持って行動すれば、見学させていただけるということでしょうか。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

それは、私の方の責任で可能です。

◎新野議長

ああ、そういうことですね。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

ですから、私の方の指示に従って、そういった整理をやっていただく方が必要だということですね。実は、入っていただくと、びっくりすると思いますけど、中に入ると、たくさん人がいるんですよ。関係の団体の方とかですね。そういった方々の、誰か1人でも助けてくれればいいんですけど、それはだめだということになってしまって。ですから、何か異様な感じなんですけど、我々、事務所所員がどう動くかということだけを、ある意味で、まずは最初に評価するといったことで、何か動いているようで。

私も、来る直前に言われて、びっくりしてしまって、どうしたものかと言って、半分、ご相談なんです。

◎新野議長

では、金城さんの、柏崎の保安院さんのトップの許可を得て、この予定通り入らせていただく、私どもには、しっかりとした事務局がついていますので、大丈夫かと思うんですが、委員の方でも個々に責任を持ったり、事前に集まってから行動したりというのは、前回も、もう2度、昨年と今年と、実際にしていて、何の問題も起きていませんので、ぜひ、この計画どおり、金城さんの許可をもって、させていただきたいと思いますので。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

それは、11時から4時までの間、ちょっとお手をお貸しいただけますかね。

◎事務局

はい。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

済みません。

実は、4時以降は、これはある意味で、去年ですか、もう既に行われている訓練と同じ対応になるということで、その時点から、説明者がうじゃうじゃと出てくるんですね。よくわかりませんけど。

◎新野議長

いろんな事情が、きつとおありなんだろうから、もう日も迫っていますので、そういうことでお許しください。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

じゃ、ちょっとセンターさんと相談させていただいて、その助けも得ながら、見学の体制は組ませていただくということで。

◎新野議長

13日も、それでやっていますから、もう実施しているので、大丈夫だと思いますので。

◎金城所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

ありがとうございます。

◎新野議長

一応、報告いただいたお名前で、今のところ、よろしいでしょうか。そういう、きちんと最重要の何か動きのようなので、ふらっと、届けもなくいらっしゃるといのが、なかなか不都合のようですし、出入りをきちんと、私どもも責任を持って管理をしていきたいなど。

◎事務局

では、補足で事務局の方から。名簿の方は、皆さんから申し込みをいただきまして、どうもありがとうございました。それで、事務局の方で時間等、それから場所等を一部調整させていただきましたので、これをご覧になって、もし都合が悪いとか、こちらに移りたい方とかがいらっしゃいましたら、今日終わるまでに、センターの木村さんの方までに、一応連絡をいただければと思いますので、お願いいたします。

◎新野議長

あと、移動のときには、私どもの責任で車の移動とかもしますので、駐車場も、そんなに楽々というわけじゃないと思いますので、できるだけ乗り合いでの移動の方が合理的だろうと思いますので、そういうのも含めて、また事務局、お願いできますかね。また、私どもの方で調整しますので。

何か、今の防災訓練の、2日間にわたることで、どんなことでも結構ですけど、質問があれば。

◎前田委員

要望なんですけど、マスコミのほうが一番恐れているのは、万が一訓練のようなことがあった場合、情報が出た瞬間にパニックになるということ。事前にシャットアウトするのではなく、現状から動くとか、そういうところを明確にしておいてもらわないと困る。何かあれば、逃げようとする人が恐らく多いはず。そのパニックを防ぐには広報するしかない。マスコミをシャットアウトするという考え方にたつと、絶対うまくいかないと思う。

◎千原委員

住民の訓練は、また後だと思うんですけども、例えば、今の総合訓練の中に、三条の水害等で拡声器が聞えなかったとか、いろんなことがあるんですけども、広報車を回すとか、そういう人数を確保しておくとか、そういうことは考えていらっしゃるのでしょうか。

◎布施課長（柏崎市）

柏崎市です。

私どもの訓練の中で、一番重要なところは、国の要員が到着するまで、市はどういう

対応をしようということだかと思っております。

もう一つ大事なのは、おっしゃるとおり住民避難の部分なんですけれども、広報は私ども、幸いに防災行政無線を持っておりますので、それをフルに使うということで考えておりますし、実は、今、計画上、広報車を回すことになっているんですけれども、本番で広報車を回す必要があるかなど。広報車を回しているんだったら、もっと要援護者の方を早く避難をさせるとか、その方がいいのかなどか、その辺は今、悩んで、来年の原子力防災訓練の見直しの中でも、悩んでいるところなんですけれども、とにかく、できるだけ早く、避難の区域が仮に出たとすれば、そこの方をいかに早く避難をしていただくかということに力点を置きたいと。

広報につきましては、防災行政無線、それから、そういうような事態になれば、テレビ、ラジオ、いわゆる報道機関の協力を得ないとやっていけないことになりますので、先ほども、情報を隠すなという話がありましたが、今回の訓練でも、いかに早く住民にそれを、かつ、安心していただくという、そこが非常に難しいところなので、これは、幾らやっても、多分反省点が出てくると思うんですけれども、その広報分等も考えながらやっていきたいと。先ほど、前田委員さんがおっしゃったところを、私どもも一番懸念しているところであります。

◎新野議長

はい、渡辺さんお願いします。

◎渡辺（仁）委員

住民の避難訓練の関係で、先ほど、中沢委員さんから、ヨウ素剤の関係がありましたが、その訓練があるかどうかという話で、ないですよということですが、今回の訓練に、住民は大湊、荒浜、松波の、約200人と聞いておりますけれど、やっぱり、それも含めた中で訓練をやってもらいたい。住民の参加は、避難したところで、どういうふうにやってもらえるのか。それが安心にはつながりませんが、そこまでやっぱり、やっていただきたいなというふうに思っておりますが、それがないという中では、ヨウ素剤のサンプルとか、そういうのはしっかり説明をして、その場所で。平日ですから、服用対象者がほとんど60歳ということで、対象者はいないかもしれませんが、やっぱり説明はちゃんとしてほしいなという要望であります。

◎新野議長

そうですね。先ほどのヨウ素剤の議論を踏まえては、もしかしたら、そういうのはとっても有効なのかもしれないですよ。せっかくの場ですので、できるだけ活用して。

◎佐藤主任（新潟県）

訓練の中で、スクリーニング活動もやらせていただきまして、その後に、国の専門機関ということで、放射線医学総合研究所の方からドクターとかに来ていただくんですけども、そちらの方から、15分程度、時間をとらせていただきまして、資料等を用いまして、ヨウ素剤の取り扱いについての説明の方は計画させていただいておりますので、そういったことをご理解の方をお願いしたいと思います。

◎新野議長

そうですね。今日の流れからすると、大事なことです。

◎布施課長（柏崎市）

国の方の訓練の説明はありましたけれども、市の方の対応ですね。簡単にご説明させていただきたいんですけども、先ほど申し上げましたとおり、国が来るまで、市、村はどう動くかというところが一番大事だと思っておりますので、初動体制の確立ということで、先ほどの広報等も含めて訓練をいたしますけれども、最初に市として心配しなくてはいけないのは、放出して、最悪の場合どうなるんだということを考えて、対策を考えようということになります。

今、実はブラインド訓練で、シナリオもしないということで、本部員には全く何も配っていないのでありますけれども、私どもが今思っている内容は、最悪の場合は、先ほど申し上げました仮想事故、それを考えなくてはいけないでしょうと。いわゆるスリーマイル・アイランド島ぐらいのことが起こるかもわからない。あのときには、実際に避難はありましたけれども、住民に影響を与えるような被ばくは全くなかったわけですけども、ただし、そこまでは考えなくてはいけないでしょうということを想定しながら、じゃ、どういう対策が必要なんだというところをブラインド訓練でやりたいと思っております。事前に知らせていないので、多分、あたふたすると思います。そんなところをご見学の方は見ていただき、ご批判をいただければと思っております。

ただし、先ほど言いましたとおり、仮想事故ですと、避難という区域が出てこないんです。それでは避難訓練とか、我々の訓練にはなりませんので、その次の段階として、ある程度放出をしまして、避難。当日の気象で、どのぐらい行きますというところで、ある程度、放出レベルをどんどん上げまして、避難の区域がどれぐらいになるかということで、じゃ、それに対する、どういう対策をとっていきましょうという訓練をしたいと思っております。1日目は、そういったことで、市はブラインド訓練で実施をいたします。

2日目につきましては、ご視察をいただけるようなんですが、国が参りますと、ほとんどそちらの方でどんどん進行してしましまして、市が出る幕というのは、避難の場所はこうした方がいいということを事前に決めてしまっておりますので、決めてしまうというのは、事前に、国が来る前に、我々はある程度対応しているという意味合いですけども、それと、国・県との意見をすり合わせるというような作業にしかありませんので、2日目は見ていただいても、あまりおもしろくはないかなと思っておりますけれども。

それと、住民避難訓練。大湊、荒浜、それから松波地区の方からご参加をいただいて、住民避難訓練を実施します。実は、2日目はシナリオが全部決まっておりますして、風向きが刈羽方向に向いているという想定でやります。そうしますと、柏崎市は避難の箇所がなくなってくるんです。それでも、2キロ圏内、大湊とか荒浜のごく一部は避難のところにかかってくるかもわかりませんが、ほとんど出てきませんので、そうしましたら、松波地区は今まで避難訓練をやっていないし、最近、自主防災会を設立いたしまして、非常に意欲があると。それから、荒浜、大湊については毎年でもやってくれという要望があるということで、その3地区の方から、避難ということで訓練をしていただこうと思っております。

ただし、大変申しわけないんですけども、実は、水害、地震以降、避難というのは非常に問題になっておりまして、私どもも、一番問題なのは、要援護者ですね。要援護者をどういうふうに非難させるかというのが、行政にとって一番の課題に、今なっており

まして、それについての見直しを、今どんどん、進めようとしているところなんですけど、実は、訓練までに間に合っておりません。本来は、バスに乗る前、乗るまで、いろんなお年寄りの方、障害者の方を、隣近所がどうやって助けるかとか、どこまで、集合場所まで連れていこうかとか、とても連れていけないから救急車が来てくれとか、そういった訓練が一番大事だと思っているんですが、今回、申しわけないんですが、私どもの対応が間に合わなくて。

いわゆる要援護者の問題は、個人情報保護の観点から、非常になかなか難しく、今、それをどういうふうにやっていこうかということを検討している最中なんですけれども、それをやりながら、来年、何とか、防災計画の見直しにつなげようと思っているんですが、今回、そこまで行ってなくて、大変申しわけないんですが、今までどおりのパターンでやっていただくんですけれども、その辺も反省点として、我々にいろいろ、これじゃだめじゃないのか、そんな情報をどんどん上げていただければと思っています。よろしく願いいたします。

◎渡辺（仁）委員

課長の説明の中で、要援護者を今後の防災計画の中でどう考えるかということですが、新潟市が始めましたね。呼びかけて、要援護者の登録制ということで、当然、個人情報の関係で、承諾を得た中で、それを名簿登載をしてやるということではありますが、そういう部分も含めて、これから考えるあれはありますか。それとも、我々は今の原子力防災だけじゃなくて、町内でそういう要援護者を名簿登録して、何とかしようということでは私には考えているんですけど、市の方で、それを防災計画の中に含めるとなれば、私は、それに協力はしますが、町内独自の自主防災組織の中では市の方をお願いするということになりましたが、いかがですか。

◎布施課長（柏崎市）

新潟市がやるということを発表いたしましたけど、私どももその方法をとれないか考えてはおります。ただし、個人情報保護の観点で、私は嫌だよと言われると、そういった名簿がつかれない。あるいは、協力をしていただける町内会とか、自主防災会とか、民生委員さんに、そういった名簿を渡すことができない。渡すことができないということは、町内の方たちが、その人たちをわからない、一緒に逃げまじょうと言うことができないということになりますので、実はその人たちが残ってしまうという状態。これは非常にまずいと思っています。

1つの方法として、そういったことも、今、検討しておりますけれども、最終的に必要なのは、地域がその人たちをどうするか。そういった名簿で多分上がってこない人たち、拒否された人たちを放っておくわけにいかないの、最終的には、地域の力で、そういう人たちをどうするかということまで考えていただかないと、やっていけないのかなと。

市は市で、情報を持っているものは、それで活動はしますが、どうしても…。高齢者はそんなに、あれですけど、障害の方とかは、生ものでありますので、随時変わっているという状況もありますし、そういった意味で、私ども、今、これから、原子力防災に限らないんですけども、地域防災も全く同じだと思っているんですが、自助、共助、公助。自分でできることはやる、それから、地域でできることは何だろう、どうやろう

ということを考えてもらう。行政は行政で、こういったことをしなきゃならんというところの、役割分担をきちんとしながら、そういった要援護者対策もやっていく必要があるなど思っておりまして、実は、これは大変難しい問題なんですけれども、最終的には地域のお力をおかりしなくてはいけないというところは、ご理解いただきたいと思っております。

◎新野議長

会話を続けながら、洗い出していけば、何か救われるのかもしれないですよ。

じゃ、今の布施課長のお話だと、10日の方の市役所ロビー集合組がいるんですけど。これは、今年の予定に沿ってタイムスケジュール的なものをつくったんですけど、どんなものなんでしょうか。アドバイスとしては。

これはこれで、そういう状況だということですよ。じゃ、これは、もうちょっと検討した方がいいかもしれないですね。

◎高橋参事（新潟県）

済みません、1点、追加で説明をさせていただきますが、先ほど、布施課長の方から1日目と2日目でちょっと違うよという話があったんですが、1日目は、私どもは実は、実気象で避難の区域の想定というのを検討をします。

当日の気象を見ながら、風向はどっちで、今、どっちに、どういう風が吹いていますよと、だとすれば、どういう範囲で想定したらいいですかというのを我々は、実際のモニタリング班の中ではやっています。ところが、2日目は既にシナリオができ上がってしまっていて、こういうのを近々お配りします。避難対象になっている家々の皆様等に、こういうパンフレットをお配りしますが、それをお開きいただきますと、中に、こういう避難対象エリアというのが入っています。これが、今回、実際に避難していただく方の地域と合っているものですから、これは北西の風1メートルという前提条件がありまして、2日目は、この図で行きますので、両方、例えばオフサイトセンターをごらんいただきますと、1日目にやっているのと随分違うじゃないかという話になる可能性があるもので、そこはご承知おきいただきたいと思えます。あくまでも、1日目は実気象で想定をしてやると、2日目は、でき上がった中で、避難対象を考えながらやっていきたいと思いますということだけをご理解をいただければと思います。

◎新野議長

いろいろ参考になると思えます。ありがとうございます。

はい、もう時間が迫っていますので。

◎中沢委員

1つだけ質問なんですけど、今回の訓練の中で、中越地震の教訓の一部が反映したような、そういう訓練が入っているというようなことなんですけど、具体的には、こういったものが入っているんでしょうか。停電を想定した訓練もあるというようなことなんですけども。

◎高橋参事（新潟県）

交通障害であるとか、通信障害であるとか、あるいは、今ほどおっしゃった停電だとか、そういうものを想定した中でやっていきます。実際に、避難の際には、交通障害があって、避難できない例があります。そういうところには、ヘリコプターで避難民を運

ぶというような訓練も、加えてやりたいというふうを考えております。

◎新野議長

はい浅賀さん。じゃ、最後にさせていただきます。

◎浅賀委員

2つ、感じたことと要望なんですけど、1つは、今の、あくまで訓練ですし、こちらの説明があったこれは、住民が非常に小さく書いてありまして、機構が大変難しいということを実感いたしましたので、訓練が終わってから結構ですから、もう少しわかりやすい、例えば、事業所からオフサイトセンターですか、そちらに連絡が行って、国の方の連絡が行って、自治体の方に指示が来ると。それから住民の方の避難が始まるといったような、私ができる程度の図式とか、それから、わかりやすい図式を住民の方に、広報活動の中でお知らせいただきたいと。あつてはならないことですが、自己防衛といえますか、自分たちの中でも考えていくということも大事だと思います。

それからもう一点ですが、これは市の方をお願いですが、広報なんですけど、非常に満足をしていらっしゃるように聞きますけれども、例えばクマが出た、お年寄りがいらっしゃるなくなったというのが日常茶飯事として、それを色分けして、住民が聞くというとき、緊急事態はこういうことなんだということをお知らせいただく、何か工夫を一つお願いしたいと思います。

◎新野議長

ありがとうございました。

では、ちょうど1分ぐらい経過しましたが、これは防災訓練が終わってから、また、この事後のミーティングをさせていただきたいと思いますので、いろんな課題をそれぞれの視点で洗い出してください。

委員は、直後に、できるだけ頭のやわらかくて、あつたかいうちに情報交換をしておかないと、1カ月後というのが厳しいので、メモにも書いてありましたけど、お互いに情報交換して、ちょっと書いて、整理する時間を設けていますので、その場にもぜひ参加していただきたいと思います。欠席の方は、報道とかで、いろいろ情報を集められて、また、事後の防災訓練に関する議論のところ、全然参加しなかった立場としての意見を、また述べていただけるようお願いいたします。

じゃ、事務局から。

◎事務局

お疲れさまでした。じゃ、事務局から。

委員さんに、この間、六ヶ所村の方への視察で、皆さんの意見等をまとめさせていただきました。皆さんにお配りしましたが、それについて、ご意見とか、あるいは何かありましたら、今日までということをお願いをしておったかと思いますが、この部屋を出るときに、事務局の木村の方にお渡しをいただければと思います。

それから、定例会の方は、これで閉じさせていただきます。引き続き、懇親会ということですので、3階のレストラン「羅針盤」というのがございますが、そちらの方に移動をお願いしたいと思います。

◎新野議長

これは何ですか。

◎事務局

それは、講演会があるので、時間のある方といたしますか、ご都合のつく方はということでのPRでございます。

◎新野議長

これは、申し込みは要らないわけですか。

◎事務局

はい、特別な申し込みは必要ございません。

◎新野議長

では、都合のつく方を見てください。

それと、長くなって申しわけないんですが、12月は7日でしたか、第1水曜日、6時半からで、原子力広報センターの方になると思います。議題は、また追ってお知らせしますけれど、あと、1月はお正月が入りますので、毎年変則になるんですけど、1月11日の午後6時半からということで、時間と場所も同じように、原子力広報センターということで考えていますので、一応、そこを優先的にあけていただくようお願いいたします。

11月20日に出る広報のところにも、市民にアピールする紙面なので、委員の中から、そういう事前にわかっていることは予定として載せるべきだということで、次からは、そういうこともできるだけ載せていくように、今、配慮していますので、またごらんいただいて、ご意見をお寄せいただければと思います。

◎事務局

ありがとうございました。

次回、それから、その次の定例会の日取りを情報誌の「視点」のところに載せるということにするということでございます。

それでは、お疲れさまでした。

これで、29回の定例会を閉じさせていただきます。

先ほど言われましたように、懇親会場の方にご移動をお願いしたいと思います。

ご苦労さまでした。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20 : 30 閉会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・